

芳賀町

# 与能地区防災計画

(配付先)

◎初版(01) および、今後において大きな見直し(改正)があった場合  
→ 与能自治会加入全戸へ配付する。

◎軽微な変更(改正)については、  
→ 変更の都度、最新版を与能自主防災会の全役員へ配付する。  
※注) 役員名簿は、総会資料を参照のこと。

これらは、防災会会長の判断による。

与能自主防災会

## 目 次

表紙	1
目次	2
改定履歴	3
(本文)	
0. はじめに（制定の背景）	4
1. 基本的な考え方	
(1) 与能自主防災会とは	
(2) 制定の目的と基本コンセプト	
(3) 有効性の確保と維持	
(4) 会員の心構え	5
(5) 与能集落センターの位置づけ	
(6) 与能地区在住の防災士の役割	
2. 与能地区で想定される災害	
(1) 自然特性（洪水のリスク）	
(2) その他の特性	
3. 防災会役員、および地区消防団との連携	6
4. 各段階での活動（平常時/発災時/災害時）	
5. 防災活動の内容	
(1) 平常時の体制と活動内容	7
(2) 発災時の体制と活動内容	8
(3) 災害時の体制と活動内容	9
6. 災害活動にあたっての関連情報（災害関連組織、連絡先等）	10
(資料編)	
表紙	11
避難所運営要領	12
別紙-1「避難所安全点検チェックシート」	13
別紙-2「避難所備蓄資機材 一覧」	14
※備蓄資機材は、随時補充することから、物品名及び数量等の 変更は、本計画の改版とは見なさない。	
別紙-3「避難所利用者 一覧」	16
別紙-4「感染症対策のポイント」	17
別紙-5「検温記録表」	18

## 改定履歴

版数	制定/改定日	制定/改定の理由
01	令和5年 3月26日 制定	<p>与能地区の災害発生を想定し、災害が迫っている状況および災害が発生した際に、「与能自主防災会」が主導する諸活動を本書に規定し、被災者支援を遅滞なく円滑に実行するために制定する。</p> <p>なお、従前の「与能自主防災会規約」、ならびに「防災組織編成及び任務分担」は、本計画に網羅したため廃止する。</p>

## 0. はじめに（制定の背景）

近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するために、迅速な避難等により、命を守り、守った命をつなぐ自助・共助の取り組みをより一層推進していくことが喫緊の課題となっており、芳賀町においては、町と各地区自治会組織等との連携による防災訓練を毎年継続して実施してきたところである。

このような状況において、与能地区では、与能集落センターを災害発生時の臨時避難所として活用できるように、町からの一部資金援助を受け、与能自治会および集落センター役員等が中心になり、災害時に活用する資機材の整備などを進めてきたところであり、今後、これら資機材の適切な維持管理と効果的な活用はもとより、町が主導する防災に対しての取り組みと真摯に向き合い災害が発生した際の被災者への支援など、具体的な諸活動を明確化し確実に実行していくための体制整備が求められている。

## 1. 基本的な考え方

### (1) 与能自主防災会とは

与能地区における災害活動を推進する会の名称を「与能自主防災会（以下、「防災会」という）」とし、与能自治会に加入する全ての世帯（以下、「会員」という）をもって構成する。

### (2) 制定の目的と基本コンセプト

#### （制定の目的）

この「与能地区防災計画（以下、「防災計画」という）」は、与能地区における災害発生を想定し、平常時から災害発生に備えた活動を推進するとともに、災害が迫っている状況、および災害が発生した際に、会員への支援を遅滞なく円滑に実行することを目的として制定する。但し、非常時においては、会員以外の被災者への支援を妨げるものではない。

#### （基本コンセプト）

この「防災計画」は、災害時（非常時）に「誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」を混乱なく実行できるようにするため「わかり易い内容」であることが肝要である。また、関連するすべての活動は「容易に継続できる」ことが重要である。

そのため、本計画の理解を容易とするために「なるべくシンプルな内容」とし、それらの活動を牽引する役員についても、「既存の組織と役員を有効に機能させる」ように計画する。

なお、従前の「与能自主防災会規約」、ならびに「防災組織編成及び任務分担」に規定していた内容についても、この「防災計画」に網羅する。

### (3) 有効性の確保と維持

この「防災計画」の有効性を確保するために、芳賀町と町内各自治会組織等との連携による防災訓練を契機とし、また必要に応じて「防災計画」の見直しを行う。見直しは「防災会」が起案し、総会（年1回開催（3月頃）、臨時に開催することもできる）の承認を受けて決定する。

#### (4) 会員の心構え

自然災害による警戒レベルと取るべき行動（全国共通）を理解し、特に自然災害の発生が想定される状況下では、命を守るために、気象庁等行政機関からの発表を注視し、町からの指示にも耳を傾け、適切で迅速な行動ができるように、日頃から準備しておくことが重要である。

警戒レベル	避難情報等（情報等への対応）	取るべき行動
5	緊急安全確保（町の発令に従う）	命の危険が迫っており、直ちに自らの安全を確保する
4	避難指示（町の発令に従う）	命を守るために全員が避難する
3	高齢者等避難指示 （町の発令に従う）	命を守るため、避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は避難する（それ以外は避難準備の段階）
2	大雨・洪水注意報等 早期注意情報 （気象庁の発表を注視）	災害への心構えを高め、気象情報等を注視し、避難方法を確認のうえ、避難指示の発令に備えて準備する
1		

#### (5) 与能集落センターの位置づけ

「与能集落センター」を「会員等の臨時的避難所」として位置づけるとともに、防災会が主導する災害活動の拠点として活用する。

#### (6) 与能地区在住の防災士の役割

専門知識を有する「地区防災士」は、この「防災計画」を有効とするために必要不可欠な存在であり、防災会が主導する諸活動にアドバイザーとして参画する役割を担う。なお、近年町では「地区防災士」の育成支援が継続して行われており、与能自治会においても、与能地区在住の防災士候補者に資格取得支援（試験および研修参加時の一部費用負担等）を行っている。

## 2. 与能地区で想定される災害

### (1) 自然特性（洪水のリスク）

町作成の洪水ハザードマップによると与能地区は、ほぼ全域が洪水浸水想定区域（浸水深さ0.5～3.0m未満、または浸水深さ0～0.5m未満）に指定されている。

そのため、与能地区を流れる「五行川」や、近隣の「野元川」の水位レベルに注意しておく必要がある。

（水位観測場所）	五行川	：両郡橋（八ツ木）
	野元川	：監物橋（西水沼）

### (2) その他の特性

地震、台風、竜巻等の自然災害から命を守るために、避難所の利用が適切と判断される場合、および家屋やライフラインの損壊により、自家での居住が困難と判断される場合は、町指定避難所へ避難するが、「与能集落センターを臨時的避難所として開設」すべく、町から与能自治会長（防災会会長）へその旨が発令されることとなっている。

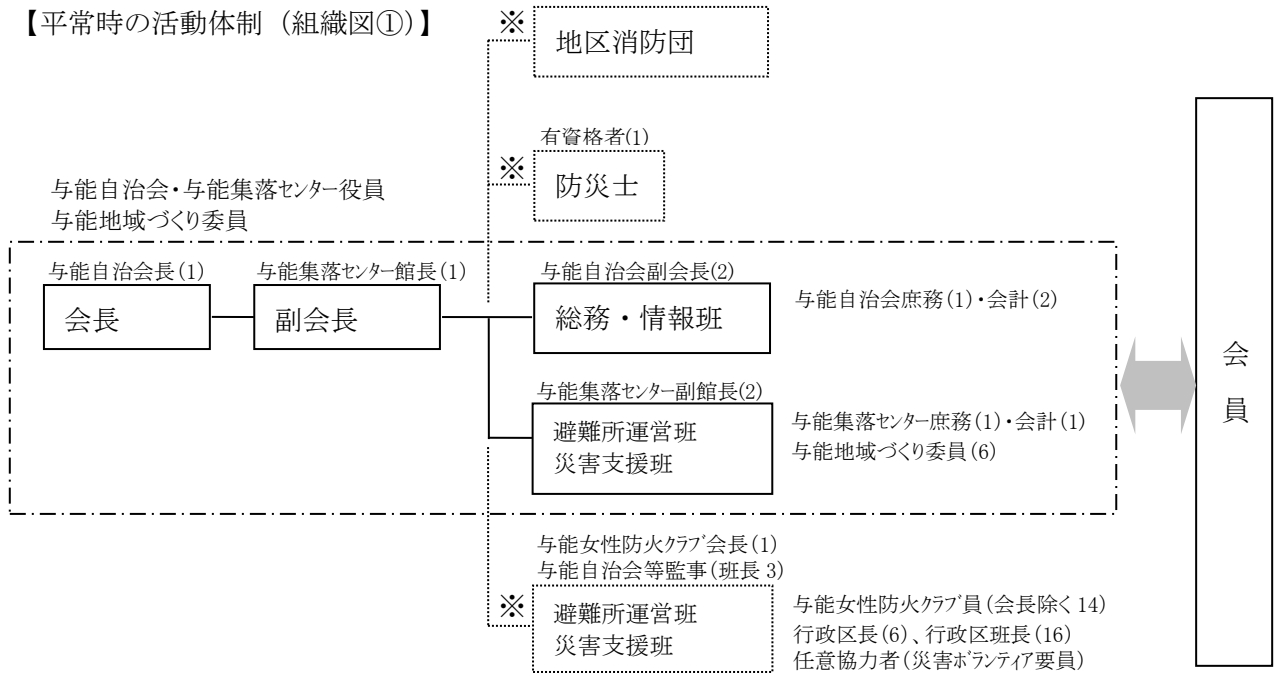
一方、災害の規模が甚大なケース等では、与能集落センターが被災する可能性があり、臨時的避難所として機能しないことが想定される。この場合は、与能集落センターを臨時避難所として開設せず、町指定の避難所を利用する。



5. 災害活動の内容

(1) 平常時の体制と活動内容

【平常時の活動体制（組織図①）】



平常時の活動については、町の指導により、または自主的に与能自治会・集落センター役員および地域づくり委員が主導する。但し、会長が必要と判断した場合は、組織図①※印の組織を加えて活動する。

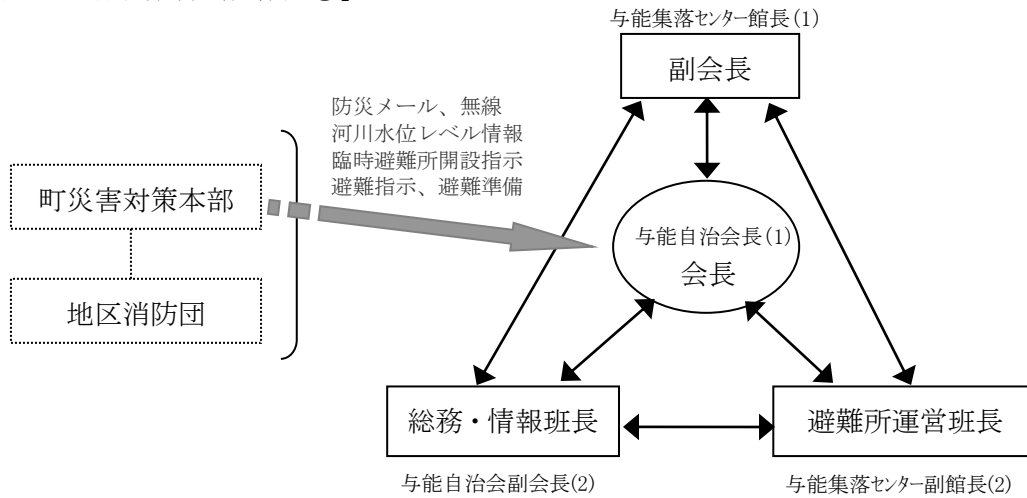
【平常時の活動内容（活動表①）】

防災会役職	人数	活動内容
会長 (与能自治会長)	1	・町主催の定例「自治会連合会」等を契機として、町および他地区防災会等の防災に関する取り組み情報を入手し、「地区防災会」の活動に反映する。
副会長 (与能集落センター館長)	1	・会長を補佐する。会長不在時は会長を代行する。
総務・情報班 (与能自治会副会長、 与能自治会役員)	5	・会長の指示に基づき、以下を企画し、実行をリードする。
避難所運営班 (与能集落センター副館長、 与能集落センター役員)	4	① 町と連携した防災訓練への対応 ② 会員の防災に関する啓蒙活動 ③ 地区の「防災計画」の見直しと維持管理 ④ 避難所運営に必要な資機材の調達と維持管理 ⑤ 会員への情報発信 ⑥ その他、地区の防災活動に関連する事項
災害支援班 (与能地域づくり委員)	6	

合計 17

(2) 発災時の体制と活動内容

【発災時の活動体制（組織図②）】



会員の多くは、災害発生の兆候をリアルタイムに取得することができる。

例えば、

- ・芳賀町防災WEB <https://www-bousai.town.haga.tochigi.jp>（五行川、野元川の水位情報等）
- ・五行川の水位情報(Yahoo!天気・災害) <https://typhoon.yahoo.co.jp>（ライブカメラ等）
- ・気象庁等行政機関が発信する情報（テレビ、ラジオ）
- ・町の防災メール、無線 等々である。

防災会としても、それらの情報や町からの臨時の避難所開設の発令を根拠として、災害時の活動を始める前段として、直ちに以下の活動を開始する。

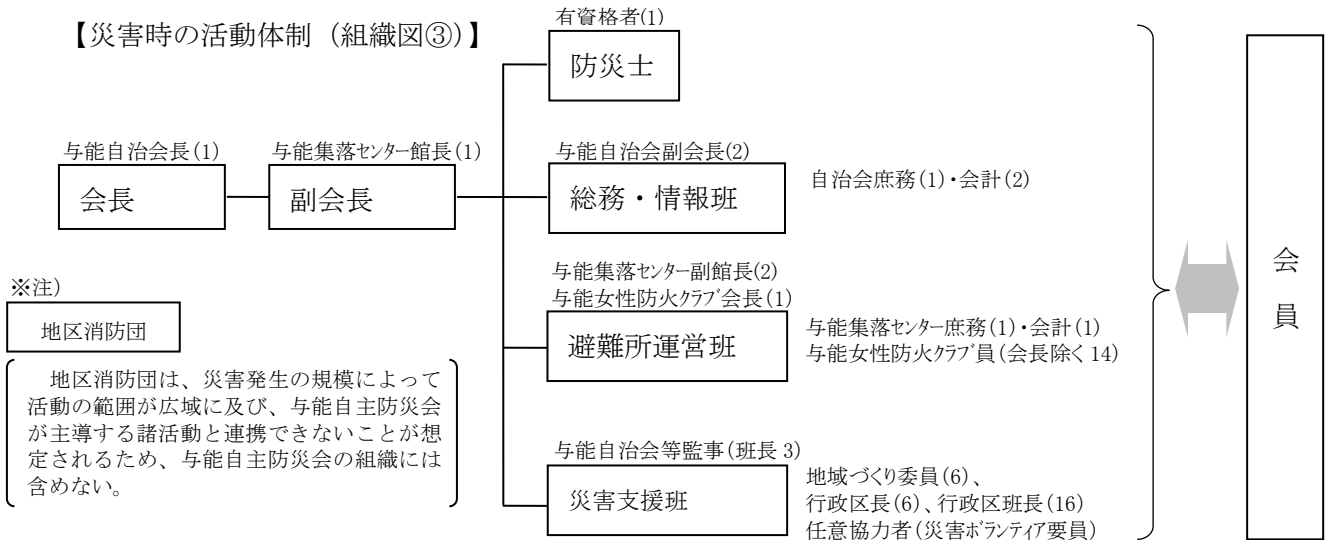
【発災時の活動内容（活動表②）】

防災会役職	人数	活動内容
会長	1	<p><b>【災害の発生が迫っている状況（警戒レベル2～3）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長（与能自治会長）の判断により、副会長（与能集落センター館長）、総務・情報班長（与能自治会副会長）、および避難所運営班長（与能集落センター副館長）と連携し、「災害時の活動」が必要な状況か検討し判断する。</li> <li>・「災害時の活動」の開始を判断した場合は、以下と同様に活動を進める。</li> </ul> <p><b>【町から臨時の避難所開設が発令された直後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長（与能自治会長）は、直ちに、副会長（与能集落センター館長）、総務・情報班長（与能自治会副会長）、および避難所運営班長（与能集落センター副館長）へ「臨時避難所の開設」を指示するとともに、「災害時の活動」を開始することを、役員へ連絡する。</li> <li>・以降は、「(3) 災害時の体制と活動内容」により、活動を進める。</li> </ul>
副会長	1	
総務・情報班長	2	
避難所運営班長	2	

合計 6

(3) 災害時の体制と活動内容

【災害時の活動体制 (組織図③)】



【災害時の活動内容 (活動表③)】

防災会役職	人数	活 動 内 容
会 長 (与能自治会長)	1	・町災害対策本部と連携し、「地区防災会」が主導する活動を指揮する。
副会長 (与能集落センター館長)	1	・会長を補佐する。会長不在時は会長を代行する。
防災士 (有資格者)	2	・「地区防災会」の各班の活動を支援するとともに、活動の有効性を検証し助言を行う。
総務・情報班 (与能自治会役員)	5	・与能自治会副会長2名を班長とし、同庶務1名、同会計2名で構成する。 ・「地区防災会」の災害支援本部として以下を行う。 - 町災害対策本部との連絡調整 - 地区内災害情報の収集、被災者情報の収集と関係者への伝達 - 被災者の支援方法の検討、実施に向けての各種調整 - 自宅避難者支援班の指揮 ・防災士および各班との連携、調整
避難所運営班 (与能集落センター役員) (与能女性防火クラブ)	4 15	・与能集落センター副館長2名と与能女性防火クラブ会長1名を班長とし、与能集落センター庶務1名、同会計1名、および与能女性防火クラブ員(会長除く14名)で構成する。  ・「与能地区臨時避難所運営ガイド」を参考に、以下の活動を行う。 - 災害時の臨時避難所開設、運営、閉鎖までの一連の活動 - 避難所運営に必要な資機材の調達と維持管理 等
災害支援班 (与能自治会等監事) (地域づくり委員) (行政区長) (行政区班長) (任意協力者)	3 6 6 16 α	・会長、または副会長の指揮により、与能自治会・与能集落センター監事3名を班長として、地域づくり委員、各行政区長および行政区班長と連携して、以下の活動を主導する。 - 被害情報、および自宅避難者の安否確認と総務・情報班への報告 - 自宅避難者への支援の実施 - 任意協力者(=災害ボランティア要員)の受け入れ判断と共働をリードする。

合計 59 + α (任意協力者)

## 6. 災害活動にあたっての関連情報(災害関連組織、連絡先等)

組織等の名称		連絡先	備考
芳賀町 役場	代表 企画課 未来創生係 総務課 地域安全対策係 建設課 土木係 都市計画課 下水道係	677-1111 677-6012 677-6029 677-1113 677-6021	
芳賀町 指定避難所	(浸水想定区域外) 町民会館(祖母井) 芳賀東小学校(祖母井) JAはが野デパートセンター(上稲毛田) 芳賀町工業団地管理センター(芳賀台) 町公民館水橋分館(西水沼)  (浸水想定区域内) 芳賀温泉ロマンの湯(上延生) 芳賀中学校(与能) 芳賀町第2体育館(与能) 生涯学習センター(下高根沢) 芳賀北小学校(芳志戸) 芳賀南小学校(西水沼)	677-0009 677-0025 687-1117 677-5033 678-0004  677-4126 677-0392 --- 677-0306 677-0272 678-7373	
警察	真岡警察署 真岡警察署下延駐在所	0285-84-0110 678-0195	
消防	芳賀地区広域行政事務組合消防本部 真岡消防署芳賀分署	0285-82-0119 677-0212	
公的機関	芳賀中部上水道企業団 芳賀町社会福祉協議会 芳賀町地域包括支援センター	028-677-1661 028-677-4711 028-677-6080	
ライフライン	NTT 東日本栃木支店設備部災害対策室 東京ガス宇都宮支店 東京電力栃木カスタマーセンター	028-622-4256 028-634-1911 0120-995-112	
(インターネットを利用した情報収集 例)			
気象情報 宇都宮地方气象台	<a href="http://www.tokyo-jma.go.jp/home/utsunomiya/">http://www.tokyo-jma.go.jp/home/utsunomiya/</a>		
河川水位・雨量情報			
国土交通省	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>		
〃 (携帯電話用)	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>		
栃木県	<a href="http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/">http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/</a>		
〃 (携帯電話用)	<a href="http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m">http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m</a>		

資料編

与能地区

# 臨時避難所運営ガイド

本書は、「与能集落センター」を与能地区の会員の臨時の避難所として、運営する場合に、「何を、どれだけ、どのようにすべきか」等について、取りまとめたものです。

「避難所運営班」は、本書に基づき、利用する会員等の避難所での生活をサポートするために、災害の状況や利用者の数に応じた柔軟な対応を心がけましょう。

## 避難所運営要領

### 1. 開設準備

- ① 避難所の開設に先立ち、避難所の安全点検を行う。

点検は、別紙-1「避難所安全点検チェックシート」により実施し、その結果を記録するとともに、会長へ報告する。

避難所の利用可否は、会長が判断し、判断結果を避難所運営班長に伝達する。

#### 利用可能

以下②以降を実施できるように準備する。点検結果は閉鎖するまで保管する。

別紙-2「避難所備蓄資機材一覧」を参照し、運営に必要な資機材を必要な時に直ぐに使えるように、配置する。

#### 利用不可

すみやかに「開設不可」を町災害対策本部および会員へ連絡する。

会員への連絡は、行政区長を通じて行う。

### 2. 開設期間中の対応

- ① 会員の利用開始時は、利用する会員に別紙-3「避難所利用者一覧」へ記入してもらう。また、感染症対策のために、「マスクの着用」、「手指の消毒」、「検温」を実施し、3密の回避を促す。

- ② 利用期間中は、利用する全員（役員も含む）が、定期的（3回以上/日）に、検温を実施する。避難中に体調不良を感じたら、他の利用者で一時的に居住空間を隔離し、本人および周辺の利用者の検温の経過観察をこまめに実施し、結果を別紙-5「検温記録表」へ記録することで、感染症の拡大を防止する。

- ③ 利用者の体調が回復しない時は、本人のかかり付けの医療機関での診察を促す。

※①～③の実施に際しては、別紙-4「感染症対策のポイント」を参考に対応にあたる。

- ④ 開設期間中は、必要に応じて、更なる支援の要否等について、町災害対策本部と連絡を密に行う。

- ⑤ 開設期間中に避難所を利用する会員、および役員等に対し、必要に応じて避難食(アルファ米等)や保存水を利用することができるようにサポートする。

※避難が長期化するようなケースでは、避難所に予め備蓄していた物資のみで避難所生活を継続することは限界があることから、利用者を取り巻く人たちの自助・共助による取り組みが行われるようにリードする。(避難食の確保、生活用品の補充 など)

### 3. 閉鎖時の対応

- ① 会員の安全が確保され、避難所の利用が不要になったと会長が判断したら、避難所運営のための資機材の後片付けを行う。シュラフ（寝袋）や毛布など一度使用して汚れた場合は、保管する前に洗濯等を行い衛生面に配慮して保管する。

- ② 町災害対策本部へ、避難所閉鎖の連絡を行う。

## 別紙-1

## 「避難所安全点検チェックシート」

点検実施日 ( )

点検実施者 ( )

チェック項目	点検結果 (異常有り×/異常なし○)	備考(状況等)
①近接する道路は利用可能か		
②避難所の建物に損壊はないか		
・ 屋根		
・ 壁(屋外)		
・ 壁(屋内)		
・ 窓		
・ 水道		
・ 電気		
・ ガス		
・ 通信(TV)		
③その他		

利用可否の判断 利用 可

利用不可 ※可否判断は、点検結果に基づき会長が行う。







別紙-4

「感染症対策のポイント」

- ・避難所においては、会話等による飛沫感染を防止するために、マスクまたはフェイスシールドを、飲食時以外は、常時着用するとともに3密の回避に努める。
  - ※3密とは (密閉) 換気の悪い空間
  - (密集) 人が多数集まること
  - (密接) 間近で会話する
- ・利用開始時の検温の実施と健康状態を確認する。
  - (検温) 容易に測定可能な非接触タイプの体温計を活用する。  
但し、37.0度を超えた場合は、接触タイプの体温計で再測定し、37.0を超えた場合は、別紙-5「検温記録表」へ記録し、その後もこまめに検温を実施する。
  - (健康状態の確認)  
現時点で風邪等の症状はないか。  
(発熱や咳、その他倦怠感の有無など)
- ・利用期間中は、非接触タイプの体温計を用いて、定期的(3回以上/日)に検温を実施する。  
37.0度を超えた場合は、接触タイプの体温計を用いて、検温をこまめに行い、別紙-5「検温記録表」へ記録する。
- ・利用開始時、または利用期間中に、感染症の症状の疑いが確認された場合は、極力他の利用者との接触を回避する。非接触タイプの体温計により37.5度以上の発熱が顕著で、自らが体調不良を自覚できるようなケースでは、本人のかかり付けの医療機関での診察を促すか、町災害対策本部へ連絡し町指定避難所への移動等について調整し、それまでの間は、感染防止のために、極力他の利用者とは隔離する。

